

## 公的研究費等の不正防止計画

特定非営利活動法人ふれいす東京(以下、本法人)において、厚生労働省等その他の公的機関から配分される競争的資金等(以下、公的研究費等)の適正な使用を徹底するため、不正防止体制に基づく不正防止計画を定め、公的研究費を含む経費支出の運営・管理について透明性と信頼性を確保し、以下のとおり「公的研究費等の不正防止計画」を策定し、実施する。

### 1. 組織内の責任体系明確化

本法人は、公的研究費等の運営・管理を適正に行うために、本法人の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。

- ① 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- ② 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本法人全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下以下遂行する。
  - 1) 諸対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - 2) 不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - 3) 構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

#### 1) ルールの明確化・統一化

- ① 本法人は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
- ② 本法人としてのルールの統一を図り、ルールの解釈についても統一的運用を図る。
- ③ 本法人のルールの全体像を体系化し、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

#### 2) 職務権限の明確化

- ① 公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、本法人内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
  - ② 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
  - ③ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。
- 3) 関係者の意識向上
- ① 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に、どのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（本法人の不正対策に関する方針及びルール等を学ぶ研修等）を実施する。
  - ② コンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。
  - ③ 本法人の不正対策に関する方針及びルール等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。
- 4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- ① 法人内外からの告発等（不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置しウェブサイト等で周知する。
  - ② 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
  - ③ 以下の a) から e) を含む不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を整備する。
    - a) 告発等の取扱い
    - b) 調査委員会の設置及び調査
    - c) 調査中における一時的執行停止
    - d) 認定
    - e) 配分機関への報告及び調査への協力等
  - ④ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
  - ⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を整備する。
3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の策定・実施
- 1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
    - ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本法人全体の状況を体系的に整理・評価し、把握する。
    - ② 把握した不正発生要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

## 2) 不正防止計画の実施

- ① 研究・研修部門は、防止計画推進部署として、本法人全体の観点から不正防止計画の推進を担当し、本法人全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する。
- ② 最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを法人内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

## 4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるシステムを整備する。

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 研究者および事務職員と業者の癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を本法人として定め、本法人の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や本法人におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- ④ 発注・検収業務については、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。
- ⑤ 研究者の出張計画の実行状況等を、報告書及び宿泊事実確認書類等、現地到着立証書類等にて把握・確認できる体制とする。

## 5. 情報発信・共有化の推進

- ① 公的研究費等の使用に関するルール等について、法人内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、ウェブサイト等で周知する。
- ② 公的研究費等の不正への取組に関する本法人の方針等をウェブサイト等にて外部に公表する。

## 6. モニタリングの在り方

- ① 公的研究費等の適正な管理のため、モニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- ② 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを実施する。また、公的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は、本法人の実態に即して不正発生要因を分析した上で、それら不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプ

ローチ監査を実施する。

- ④ 内部監査部門は、モニタリング及び監査に関し、最高管理責任者と直接協議できるものとする。
- ⑤ 内部監査部門は会計監査人との連携を強化する。
- ⑥ 本法人は、資金提供者等が実施する調査について協力する。